

「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想」について

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、区では、庁内関係所管による「板橋区児童相談所移管に係る検討会」において、移管に向けた検討を進めている。

児童相談所の設置に当たっては、子どもの最善の利益を考慮し安心と希望に満ちた未来の実現を目指し、子どもの心身ともに健やかな育成を支援するため、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置することとした。

このたび、「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」の基本方針、基本的な取り組み、施設概要などを定めた「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想」を策定したので、次のとおり報告する。

1 「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」設置の背景と目的

区は、子ども家庭支援センターにおいて、家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、子どもと家庭に関する総合相談や子育てサービスの提供を担ってきた。

近年、核家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、児童相談も複雑多様化していることに伴い、子どもに対する支援の役割・責務の強化が、基礎的自治体である区に求められるようになった。こうした状況を背景に、国は児童虐待について迅速・的確な対応を行うため、平成28年6月に児童福祉法を改正し、特別区においても児童相談所の設置が可能となった。

区に児童相談所を設置し、児童相談行政の充実と人員体制の強化を図り、きめ細やかな相談対応を行うことで、自治体の責務として、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るために体制を構築し、児童相談行政における喫緊の課題の解決をめざす。

なお、児童相談所の設置に当たっては、児童相談所業務と子ども家庭支援センターで実施している身近な子育てサービスを併せて行う『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』を整備し、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させるとともに、妊娠・出産から成長段階に合わせ、関連機関と連携し切れ目のない一貫した支援を提供するなど、基礎的自治体である区の強みを生かした支援体制を構築する。

2 「(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター」基本構想について

(1) 基本方針

【めざす姿】

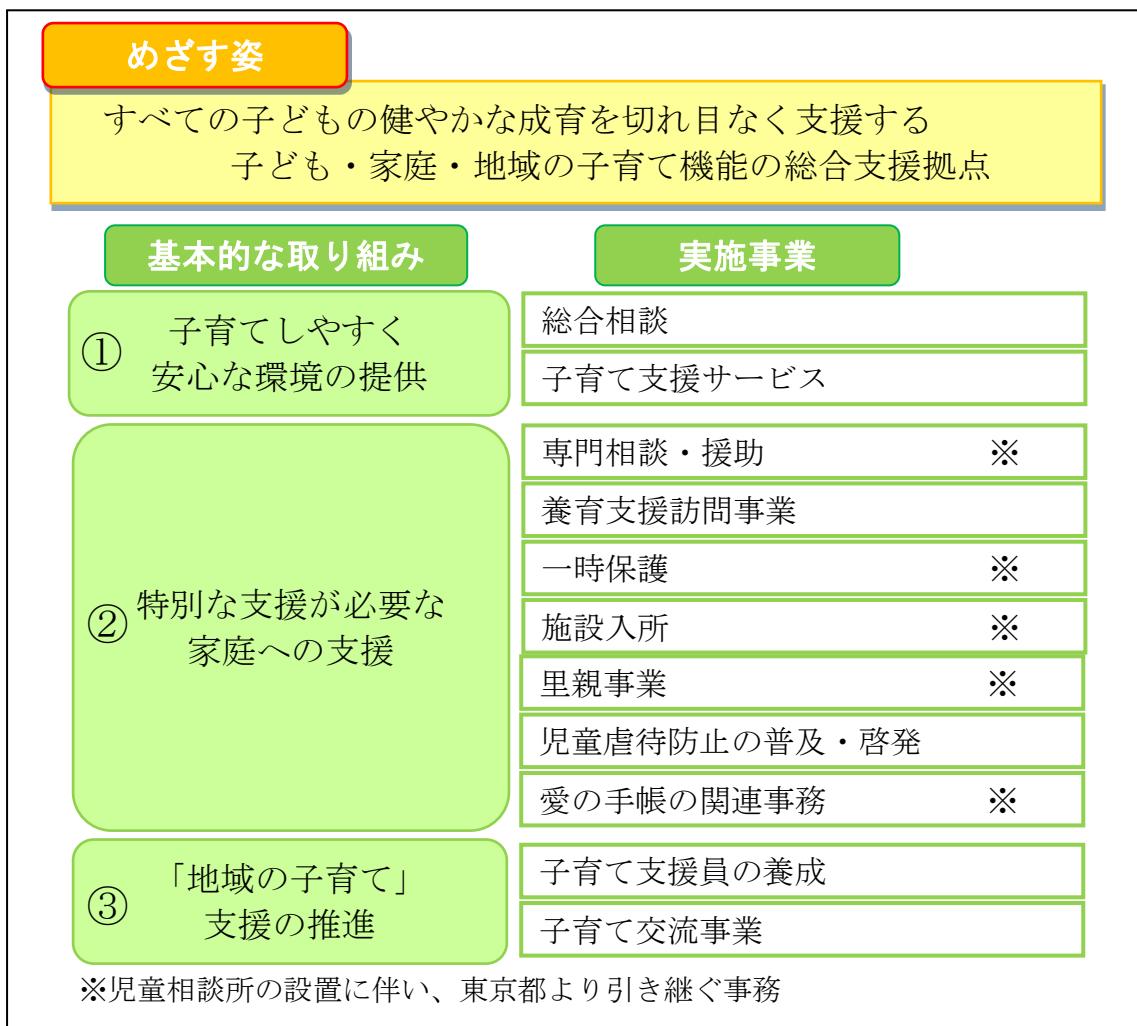
「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」

【3つの視点】

- ・子育ての不安を緩和し、地域の子育てを支援します。
- ・特別な支援が必要な家庭に、専門的な支援を行います。
- ・地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制を推進します。

(2) 基本的な取り組みと実施事業

基本方針及び児童相談行政における現状と課題を踏まえ、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』における基本的な取り組みと実施事業を、次のとおりとする。



(3) 施設整備の基本的な考え方

施設整備においては、気軽に相談できる場所として一般区民に広く開かれた施設とすることと、子どもたちの安全と生活を守ることといった二つの条件を同時に実現することを基本的考え方とする。今後、敷地条件を踏まえながら、来所者と地域住民に配慮した施設整備計画を策定

していく。

なお、施設整備に当たっては、次の点について配慮し行う。

- ①子どもや来所者の安心・安全への配慮
- ②明るく温かみのある環境の整備
- ③ユニバーサルデザインへの配慮
- ④環境への配慮、コスト縮減の実践
- ⑤周辺地域への配慮

(4) 管轄区域及び施設概要

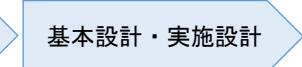
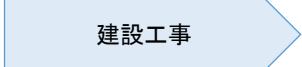
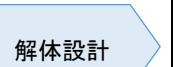
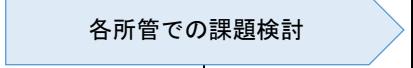
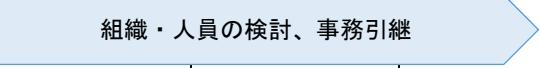
①管轄区域

区内に1か所整備し、区全域を管轄する。

②施設概要

用 途	児童相談所（子ども家庭支援センター機能を含む。）
階 数	地上3階建て以下
想定延床面積	2,500 m ² 程度（予定）
諸室構成 (予定)	<u>一般開放ゾーン（計185 m²程度）</u> 総合相談窓口、親子コミュニティースペース、赤ちゃんの駅など <u>専門的支援ゾーン（計200 m²程度）</u> 待合室、相談室、面接室、医務室、心理検査室、心理療法室など <u>一時保護所[定員30名程度]（計1,000 m²程度）</u> 児童居室、学習室、遊戯室、医務室、体育室、食堂など <u>管理部門（計600 m²程度）</u> 事務室、会議室、倉庫、書庫など
設置場所	板橋区本町24-1（旧板橋第三小学校）

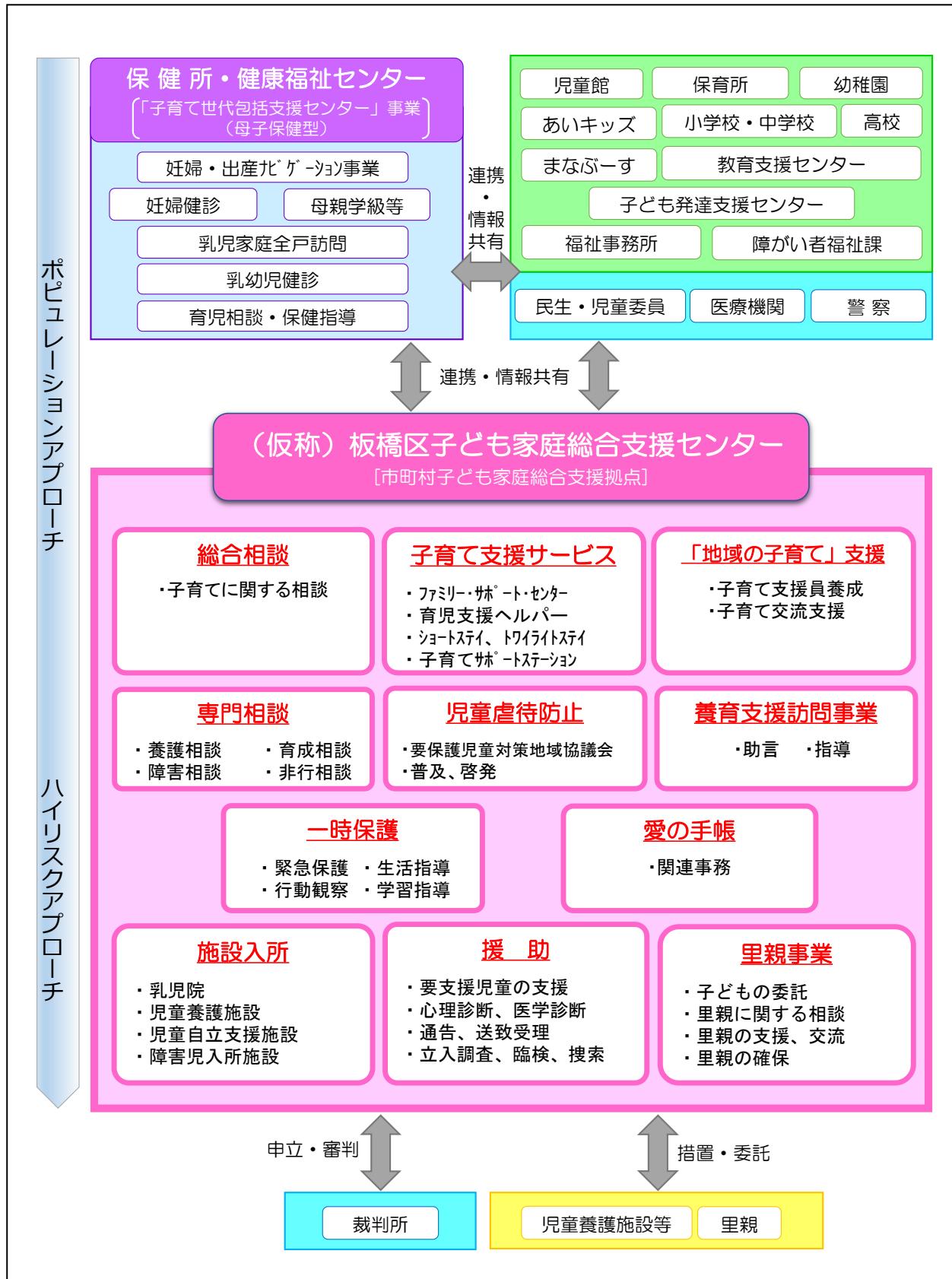
(5) 設置に係るスケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
施設整備		 基本計画	 基本設計・実施設計		 建設工事 ●開設
解体工事 (体育館・プール)	 解体設計	 解体工事			
児童相談 行政の 体制・組織		 検討			
人材の 確保・育成			 長期派遣研修、採用		●配置
児童相談所 設置市の 事務		 各所管での課題検討		 組織・人員の検討、事務引継	●実施

※今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

(参考資料)

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の実施事業及び連携のイメージ



(仮称)

板橋区子ども家庭総合支援センター
基 本 構 想

平成29年5月



目 次

1 基本構想について	
(1) 基本構想策定の趣旨	1
(2) 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』設置の背景	1
2 現状・課題	
(1) 児童虐待通告受理件数の増加	2
(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所	2
(3) 児童福祉法の改正等	3
3 課題への対応と方向性について	
(1) 児童虐待相談対応の体制充実	4
(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の新たな体制	4
(3) 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の設置	4
4 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』について	
(1) 基本方針	5
(2) 基本的な取り組み	7
(3) 実施事業	8
(4) 施設整備の基本的な考え方	11
(5) 管轄区域及び施設概要	12
①管轄区域	
②施設概要	
(6) 想定事業規模	13
(7) 人材育成及び職員数	14
①児童相談所機能における職員数	
②子ども家庭支援センター機能における職員数	
(8) 財源措置等	14
①施設整備費	
②施設運営費	
(9) 設置場所及び用地概要	15
①場所	
②用地概要	
5 スケジュール	16
参考資料①	17
『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』規模イメージ	
参考資料②	21
1 現在の児童相談行政の体制	
2 子ども家庭支援センターの概要	
3 児童相談所の概要	
4 児童相談所設置市の事務	

1 基本構想について

(1) 基本構想策定の趣旨

基本構想は、子どもと家庭により良い支援を提供することができるよう、板橋区が新たに設置する『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針や、施設整備の基本的な考え方を示すものです。今後、この基本構想を基に、基本計画の策定、基本設計・実施設計、建設工事に取り組んでいきます。

(2) 『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』設置の背景

平成13年、区は子ども家庭支援センターを設置し、家庭における子育て及び子どもの健全な育成を支援するため、区民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長し自立できる環境の形成に資することを目的として、子どもと家庭に関する総合相談や子育てサービスの提供を担ってきました。

平成16年には、児童虐待件数の急増等により児童福祉法が改正され、区市町村の業務として児童相談への対応が法律上明確化されるとともに、児童虐待の通告窓口として位置づけられたことを受け、子ども家庭支援センターは住民に身近な窓口として、子どもに関するあらゆる相談への対応や、児童虐待の未然防止・早期発見に取り組んできました。

しかし、近年、核家族やひとり親家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、児童相談も複雑多様化しています。それに伴い、子どもに対する支援の役割・責務の強化が、基礎的自治体である区に求められるようになりました。こうした状況を背景に、国は児童虐待について迅速・的確な対応を行うため、平成28年6月に児童福祉法を改正し、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。

区が平成28年1月に策定した『板橋区基本計画2025』における子育て分野の方向性として、「子どもの成長を切れ目なく支援するため、児童虐待や子どもの貧困などの課題解決に向け、関連機関と連携した取り組みの強化」を示しています。

また、『板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言2025』では、「安心して妊娠・出産、子育てできるまち」、「すべての子どもが健やかに育つまち」を基本目標としています。

これらの推進と、子どもの心身ともに健やかな育成を支援するため、区は児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』を設置し、子どもの最善の利益を考慮し安心と希望に満ちた未来の実現をめざします。

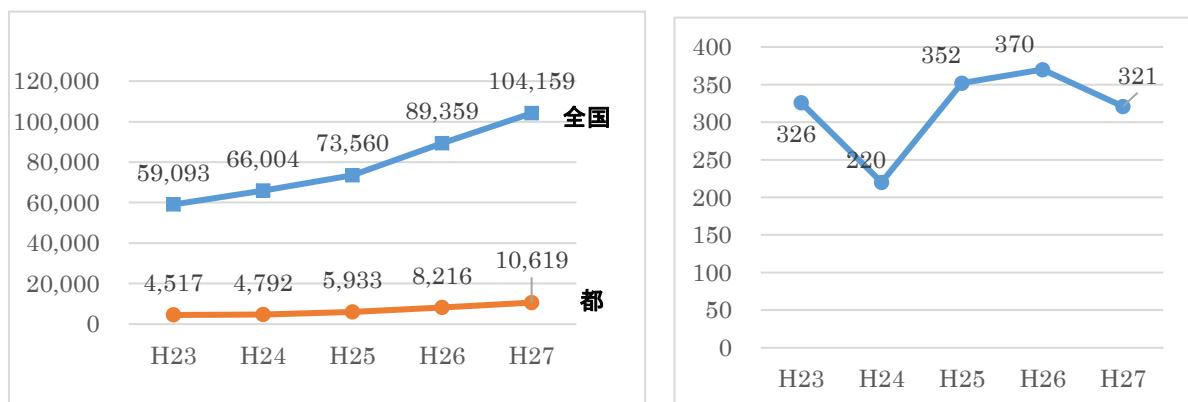
2 現状・課題

(1) 児童虐待通告受理件数の増加

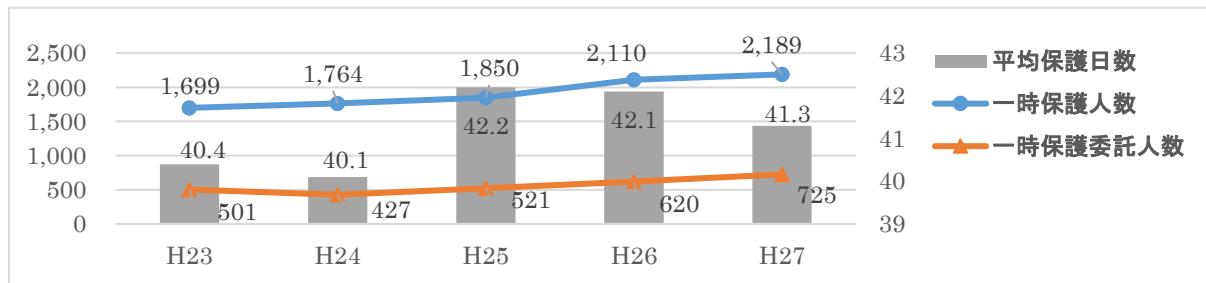
全国の児童相談所における児童虐待通告受理件数は年々増加し、虐待によって子どもの命が奪われる悲惨な事件も後を絶ちません。東京都の児童相談所における、平成27年度の児童虐待通告受理件数は10,619件で、前年度と比較して2,403件の増となりました。区における児童虐待通告受理件数は、平成27年の全国児童相談所共通ダイヤルの3桁化（189）開始により一時的に減少したものの、高い数値にあります。

また、平成25年度以降、一時保護人数は毎年上昇傾向にあり、福祉の現場において子どもの命を守る体制の整備は、喫緊の課題となっています。

■児童虐待通告受理件数（児童相談所：全国、都） ■児童虐待通告受理件数（区）



■一時保護状況（東京都児童相談所）



(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所

現在、東京都では、区市町村の子ども家庭支援センターを児童相談の一義的窓口とし、都の児童相談所が専門性の高い困難事例を対応するなど、二つの機関が連携し、虐待をはじめとした児童相談行政を行っています。

区は、住民に身近な基礎的自治体として、子ども家庭支援センターにて、子どもに関するあらゆる相談への対応や、児童虐待の通告窓口、児童虐待の未然防止・早期発見、子育てサービスの提供など、子育て支援の充実に取り組んできました。

しかし、二つの機関が存在することによって、相談窓口の分かりにくさや支援における認識の温度差が生じ、都と区の制度の狭間に落ちてしまう事例の発生や、子どもの養育状況に合わせた迅速できめ細やかな対応がとりにくいなどの課題があります。

(3) 児童福祉法の改正等

平成 27 年 12 月 21 日に厚生労働省が決定した「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」において、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策強化を目的とした「児童虐待防止対策強化プロジェクト」が示されました。平成 28 年 4 月 25 日には「児童相談所強化プラン」が策定され、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど児童虐待防止対策の強化を図ることとされました。

さらに、平成 28 年 6 月には児童福祉法が改正され、児童相談所の体制や専門性、権限の強化を図るとともに、複雑・困難なケースに対しきめ細やかに対応するため児童相談所設置自治体が拡大され、特別区においても児童相談所を設置できることとなりました。

3 課題への対応と方向性について

(1) 児童虐待相談対応の体制充実

区における児童虐待通告受理件数は平成25年度から毎年300件を超え、児童相談対応件数も20,000件を超えて推移し、内容も複雑・多様化し児童相談所と連携して支援する困難事例が増加しています。

こうした状況を踏まえ、区に児童相談所を設置し児童相談行政の充実と人員体制の強化を図り、きめ細やかな相談対応を行うことで、児童相談行政における喫緊の課題の解決をめざします。

また、児童相談所に一時保護所を併設することにより、自区の子どもを適時適切に保護できる体制を整え、自治体の責務として、あってはならない悲惨な事件や事故から子どもたちを守るための体制を構築します。

(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の新たな体制

区に児童相談所を設置することにより、現行の都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターという二つの機関の相談窓口の存在という分かりにくさと、二元体制下における時間的ロスや認識の温度差を解消します。また、窓口を一本化することで、都と区の制度の狭間に落ちることなく、支援を必要とする家庭を早期に把握し迅速な対応が可能となります。

さらに、住民に身近な区が児童相談所業務を行うことで、妊娠・出産期からの成育歴の把握、成長段階に応じた関係機関等との連携の強化や支援サービスの提供など、一貫した切れ目のない支援を行います。

(3) 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の設置

児童福祉法の改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となったことを受け、身近な場所できめ細やかな支援を行い、すべての子どもの健全な育成に資することを目的とし、区に児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』を設置します。

区が児童相談所業務を担い、併せて子ども家庭支援センターで実施している身近な子育てサービスを行うことで、基礎的自治体である区の強みを生かし、支援の必要な家庭に対し、早期の段階からの一貫した支援体制を構築します。

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』を新たな支援体制の拠点として、児童相談行政を充実させ、関係部署・関係機関との円滑な連携のもと、妊娠・出産から成長段階に合わせた切れ目のない支援を行い、地域の中で責任を持った対応を可能としていきます。

4 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』について

(1) 基本方針

『板橋区基本計画 2025』における子育て分野の方向性として、「子どもの成長を切れ目なく支援するため、児童虐待や子どもの貧困などの課題解決に向け、関連機関と連携した取り組みの強化」が示されています。また、『板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025』では、「安心して妊娠・出産、子育てできるまち」、「すべての子どもが健やかに育つまち」を基本目標としています。

こうした関連する計画を踏まえ、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針を次のように定めます。

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の基本方針

めざす姿

すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する
子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点

【3つの視点】

- ・子育ての不安を緩和し、地域の子育てを支援します。
- ・特別な支援が必要な家庭に、専門的な支援を行います。
- ・地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制を推進します。

安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに成長できるまちの実現に向け、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させるとともに、基礎的自治体である区の強みを活かし、関連機関と連携した切れ目のない一貫した支援を行います。

また、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』を、児童福祉法の改正により明記された「市町村子ども家庭総合支援拠点※1」と位置づけ、身近な場所における支援を担う役割・責務を果たすため、必要なサービスや地域の社会資源と有機的につなぐ支援拠点として、「子育て世代包括支援センター」事業※2を行っている健康福祉センターと緊密に連携し、包括的な支援の実現をめざします。

なお、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の設置を見据え、子ども家庭支援体制の再構築に向けた検討を進めます。

新たな子ども家庭支援体制における『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の位置づけや具体的な機能については、今後、基本計画策定と併せ検討していきます。

※1 市町村子ども家庭総合支援拠点

平成28年6月に児童福祉法が改正され、基礎的な地方公共団体である市区町村が、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されました。市区町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う市町村子ども家庭総合支援拠点の整備に努めなければならないと規定されています。

※2 「子育て世代包括支援センター」事業

子育て世代包括支援センターは、国が平成32年度末までに全国展開を目指す、妊娠期から子育て期にわたり様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する拠点です。子育て世代包括支援センターにて行う事業展開の例として、子ども・子育て支援法に位置付けられた利用者支援事業の基本型と母子保健型があります。ここでいう「子育て世代包括支援センター」事業とは、妊婦・出産ナビゲーション事業など利用者支援事業の母子保健型にあたります。

(2) 基本的な取り組み

基本方針及び児童相談行政における現状と課題を踏まえ、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』における基本的な取り組みを、次の3つとします。

① 子育てしやすく安心な環境の提供

気軽に相談できる身近な子育ての相談窓口として、個別のニーズを把握した助言や、施設や事業等を適切かつ円滑に利用できるよう支援します。

また、子どもと家庭への新たな支援体制を構築し、児童相談行政の充実と体制の強化を図り、妊娠・出産から成長段階に合わせ、関連機関と連携し切れ目のない一貫した支援を提供します。

② 特別な支援が必要な家庭への支援

子どもや家庭に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、子どもや家庭が抱える問題や真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、それぞれの状況に応じた丁寧な対応や最も効果的な援助を行い、子どもの最善の利益を図ります。

また、児童虐待を社会全体で解決すべき重要な課題と捉え、関連機関との情報共有や連携により、虐待予防、早期発見、早期対応を行います。

③ 「地域の子育て」支援の推進

子どもたちを地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制の推進のため、子育てに関わる団体のネットワーク化や子育て支援を支える人材を育成します。



(3) 実施事業

3つの基本的な取り組みに沿って、『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』において実施する主な事業は、次のとおりとします。

■ 『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』で実施する主な事業

めざす姿	
すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する 子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点	
基本的な取り組み	実施事業
① 子育てしやすく 安心な環境の提供	総合相談
	子育て支援サービス
② 特別な支援が必要な 家庭への支援	専門相談・援助
	養育支援訪問事業
	一時保護
	施設入所
	里親事業
	児童虐待防止の普及・啓発
	愛の手帳の関連事務
③ 「地域の子育て」 支援の推進	子育て支援員の養成
	子育て交流事業

※児童相談所の設置に伴い、東京都より引き継ぐ事務

① 子育てしやすく安心な環境の提供

総合相談

現在の気軽に相談できる体制としての「子どもなんでも相談」機能を継続し、18歳未満の子どもについて、子ども自身や保護者などからの子育ての相談に応じます。それぞれのニーズを把握した助言や、施設や事業等を適切かつ円滑に利用できるよう支援します。

子育て支援サービス

在宅子育てや養育困難な家庭に対するサービスを提供します。

② 特別な支援が必要な家庭への支援

専門相談・援助

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが、専門的な知識や技術を要とする相談に応じます。子どもや家庭が抱える問題や真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、専門的な角度から調査・判定・診断し、最も効果的な援助を行います。

養育支援訪問事業

母子保健事業との連携により、出産前から育児不安を抱えるなどの要支援家庭を早期発見し、心身の安定や育児不安の軽減を図るため、育児支援サービスにつなぎます。

一時保護

様々な事情で保護者から一時的に分離しなければならない子どもについて、原則2か月を限度に保護を行います。

施設入所

一時保護後、様々な事情により家庭で生活することができない子どもを、一定期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設等の児童福祉施設で預かります。

里親事業

様々な事情により家庭で生活することができない子どものために、里親制度を推進し、里親の確保や支援を行います。

児童虐待防止の普及・啓発

児童虐待の早期発見、防止のため、関連機関との緊密なネットワーク構築や、児童虐待防止に係る普及啓発を行います。

愛の手帳の関連事務

愛の手帳の関連事務を行います。

③ 「地域の子育て」支援の推進

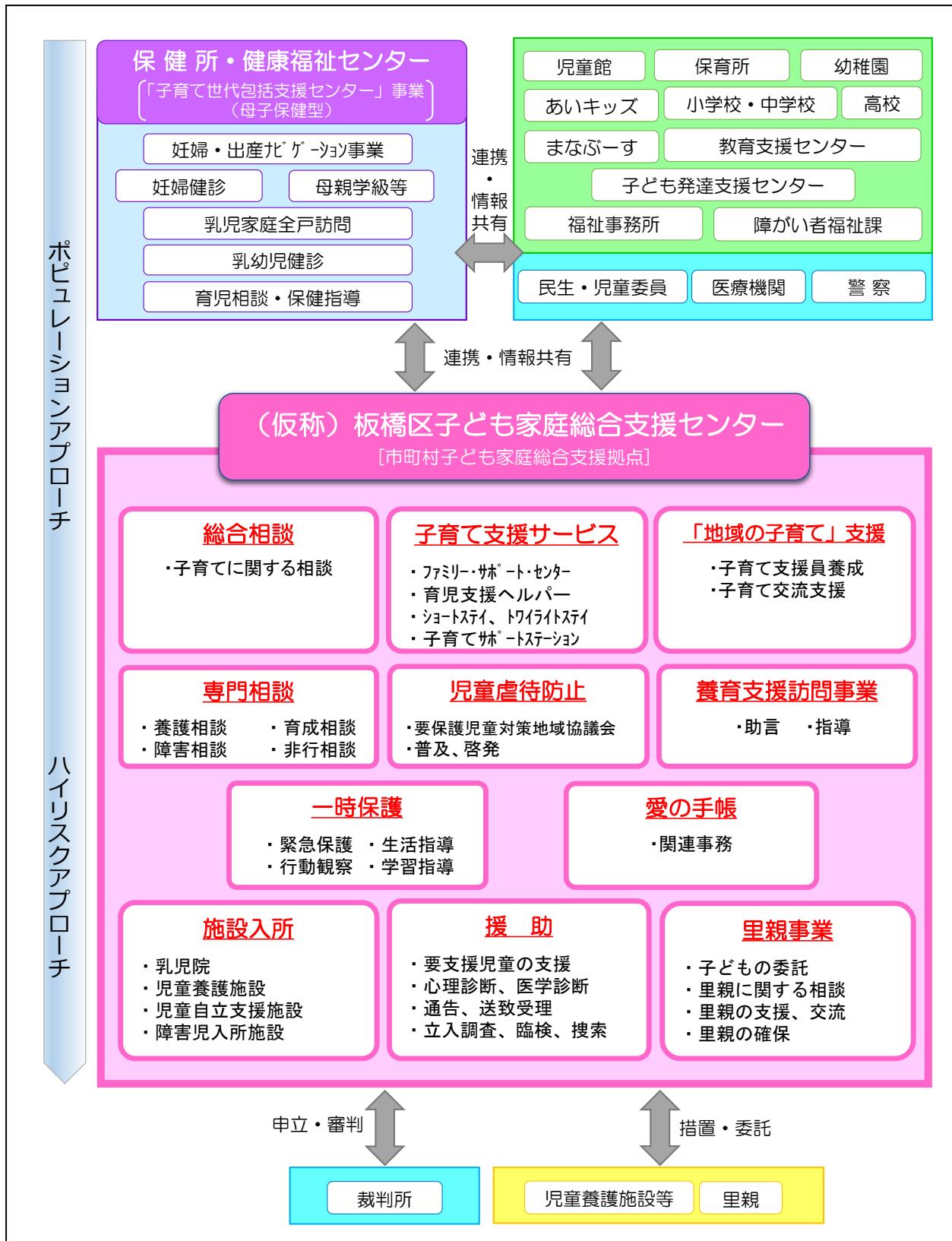
子育て支援員の養成

地域の子育て力向上を目的とし、子育ての経験等を活かして子育て支援に携わりたいと希望する方を対象に、子育て支援員の養成講座を実施します。

子育て交流支援

区内の子育て支援団体と交流会等を実施し、地域の子育て団体の情報を収集するとともに、その活動を支援します。

■『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の実施事業及び連携のイメージ



(4) 施設整備の基本的な考え方

施設整備においては、気軽に相談できる場所として一般区民に広く開かれた施設とすることと、子どもたちの安全と生活を守ることといった二つの条件を同時に実施することを基本的考え方とします。今後、敷地条件を踏まえながら、来所者と地域住民に配慮した施設整備計画を策定していきます。

施設整備に当たっては、次の点について配慮し行います。

①子どもや来所者の安心・安全への配慮

- 来所する子どもや保護者の不安な心情等に配慮し、安心できる空間づくりをめざし、プライバシーに配慮した配置と動線を確保します。
- 一時保護児童各々の状況に応じた適切な援助が行える、安心感の持てる安全な空間づくりをめざします。
- 外部からの不当な侵入や児童の観認を防止する、安全な生活空間づくりをめざします。

②明るく温かみのある環境の整備

- 一時保護児童は、心理的に深い傷を受けている場合が多いため、各々の状況に応じ適切に対応でき、落ち着いた生活が送れる空間づくりをめざします。
- 明るい温かみのある家庭的な雰囲気の中で、一時保護児童各々の状況に応じた援助を行い、安心感を持って生活ができる空間づくりをめざします。

③ユニバーサルデザインへの配慮

- 子どもや障がい者等の利用に配慮した通路幅、エレベーター、トイレ等の設備設計を行い、ユニバーサルデザイン、キッズデザインに配慮し、誰もが使いやすい施設をめざします。

④環境への配慮、コスト縮減の実践

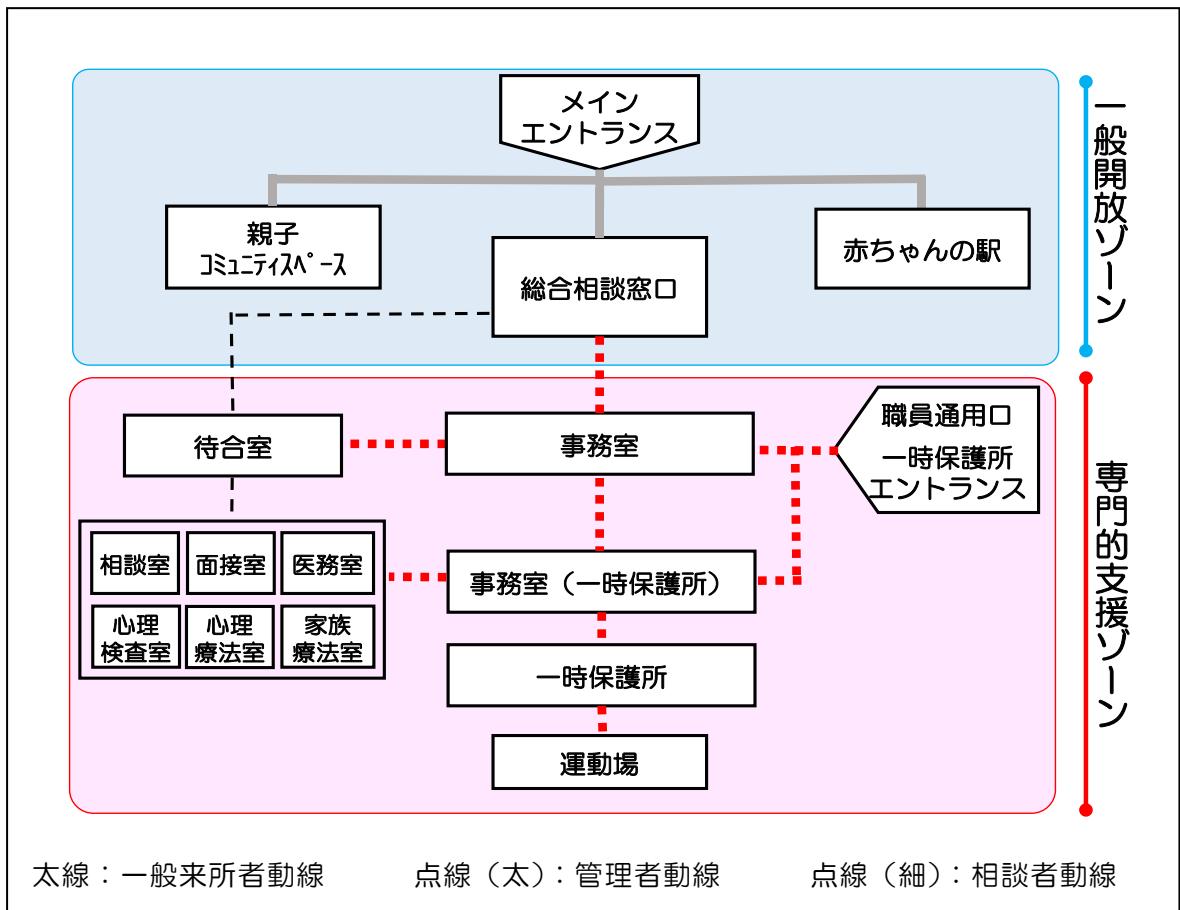
- エネルギー効率の良い空間設計や、環境に優しい建材等の利用に配慮し、コストの縮減を図ることができる設計・施工を行います。

⑤周辺地域への配慮

- 建物及び施設の運営による周辺住宅地への影響「日影・視線・騒音」を最小限に抑え、周辺環境との調和をめざします。
- 施設の持つイメージを考慮し、地域住民が安全に安心して生活できるような建物環境の整備をめざします。

なお、諸室間の動線については次の図を基本とし、プライバシーに配慮した配置と動線を確保します。

■諸室間の基本的な考え方



(5) 管轄区域及び施設概要

①管轄区域

「児童相談所運営指針」にて、人口 50 万人に最低 1 か所の設置数が必要とされていることから、区内に 1 か所整備し、区全域を管轄します。

②施設概要

現段階における施設概要は、次の表のとおり予定しています。

なお、構成する諸室の面積の内訳については、今後、敷地条件などを踏まえ、基本計画・基本設計・実施設計を行うなかで、詳細を検討していきます。

■『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の施設概要（予定）

用途	児童相談所（子ども家庭支援センター機能を含む。）
階数	地上3階建て以下
想定延床面積	2,500 m ² 程度（予定）
諸室構成 (予定)	<p><u>一般開放ゾーン（計185 m²程度）</u> 総合相談窓口、親子コミュニティースペース、赤ちゃんの駅など</p> <p><u>専門的支援ゾーン（計200 m²程度）</u> 待合室、相談室、面接室、医務室、心理検査室、心理療法室など</p> <p><u>一時保護所[定員30名程度]（計1,000 m²程度）</u> 児童居室、学習室、遊戯室、医務室、体育室、食堂など</p> <p><u>管理部門（計600 m²程度）</u> 事務室、会議室、倉庫、書庫など</p>

(6) 想定事業規模

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の事業規模は、次のとおり想定しています。

■『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の想定事業規模

内容	想定事業規模	算出根拠
来所相談 件数	[年間] 2,200件	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターにおける面接相談件数 平成28年度実績 674件 ・北児童相談所における児童福祉司の調査活動状況 平成27年度実績 所内面接件数[新規相談者] 1,902件（保護者・その他） 所内面接件数[調査・指導] 1,100件（保護者・その他） うち板橋区ケースを約半数と想定し算出
心理診断 医学診断 件数	[年間] (心理診断) 1,500件 (医学診断) 190件	<ul style="list-style-type: none"> ・北児童相談所における心理診断・医学診断状況 平成27年度実績 2,896件（心理診断 延ケース数） 366件（医学診断 新規ケース数） うち板橋区ケースを約半数と想定し算出
一時保護 児童数	[年間] 182人 [1日] 21人程度	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の児童相談所における一時保護児童数 平成27年度実績 2,189人 うち板橋区ケースを人口規模より約4.1%と想定し、都実績の伸び率を乗じて算出
地域の子育 て支援機能	[年間] 150人	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センターにおける講座参加者数 養成講座 60人（年2回×30人） スキルアップ講座 60人（年1回×60人） 孫育て講座 30人（年1回×30人）

(7) 人材育成及び職員数

児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の運営においては専門的知識が必要であるため、専門職を含む職員を配置します。職員については、東京都児童相談所への長期派遣や、子ども家庭支援センターでのOJTなどにより人材を育成します。また、計画的に採用を行い、開設に備えていきます。

職員数については、児童相談所機能として60～70名程度の人員を配置し、子ども家庭支援センター機能を含め『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』全体で80～90人を想定しています。なお、今後、児童相談所設置後の児童相談行政の体制及び組織と併せ、人員についても検討することから、本基本構想における想定人員とします。

①児童相談所機能における職員数

児童福祉法の規定に基づき、所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師、及び弁護士を配置します。なお、人員については、児童福祉法施行令に基づき、児童福祉司を14名程度配置することを想定しています。他の職種については、必要数に応じて配置します。

また、一時保護所については、児童指導員、保育士及び看護師等を、児童福祉法施行規則に基づき配置します。なお、人員については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定を満たす配置とします。

②子ども家庭支援センター機能における職員数

子ども家庭支援センター機能における人員配置については、児童相談所設置後の児童相談行政の体制及び組織と併せて検討し、必要に応じて配置します。

(8) 財源措置等

財源については、児童福祉法に基づく国の費用支弁を受けるほか、児童相談所関連経費の財源移譲の方法（都区財政調整、補助金、分担金など）に係る調整に向け、今後、特別区と都との協議をしていきます。

①施設整備費

一時保護所の施設整備費については、国庫補助金「次世代育成支援対策施設整備交付金」の活用を予定しています。（補助率1/2）

②施設運営費

一時保護所施設の施設運営費については、国庫負担金「児童入所施設措置費等国庫負担金」を見込んでいます。（負担率1/2）

また、児童相談所及び一時保護所の補助（非常勤）職員経費については、国庫補助金「児童虐待・DV対策等支援事業費補助金」の活用を予定しています。（補助率1/2）

(9) 設置場所及び用地概要

①場所

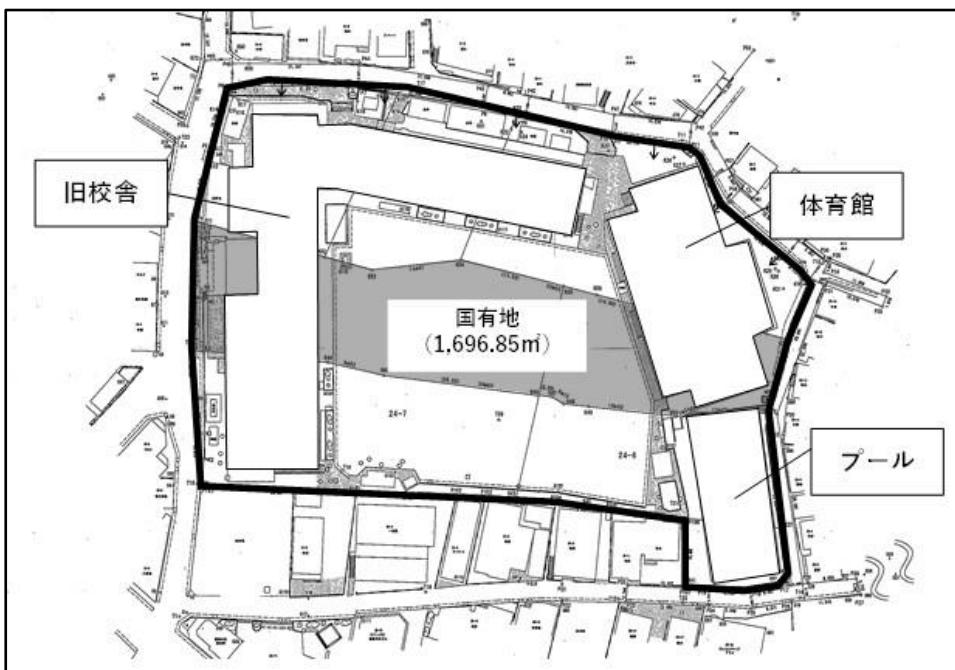
板橋区本町 24-1 (旧板橋第三小学校)

旧板橋第三小学校敷地内の既存建物（体育館・プール等）を解体し、新たな施設を整備します。なお、整備にあたっては、周辺が密集地域であることを考慮し、十分な環境整備を行うなど、防災及び地域の安心・安全等の観点に配慮します。

②用地概要

敷地面積	6,272.57 m ² (国有地 1,696.85 m ² を含む)
既存建物延床面積	4,428 m ² (旧校舎、旧体育館)
現在の利用状況	公文書館、いたばし総合ボランティアセンター、いたばしボローニヤ子ども絵本館、板橋区保護司会更生保護サポートセンター、防災備蓄倉庫、統計係分室、板橋第三小学校・稻荷台小学校記念室、物品倉庫
用途地域	準工業地域 第二種特別工業地区
建蔽率／容積率	60% / 300%
日影規制	5-3 時間 (4m)
防火規制	準防火地域
高度地区	第三種高度地区 絶対高さ 17mかつ地下階を除く 5 階建以下
地区計画	旧板橋宿周辺地区地区計画（住工共存地区）

■敷地の現況



5 スケジュール

今後の事業スケジュールは、以下を想定しています。

■『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の設置に係るスケジュール

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
施設整備	基本計画	基本設計・実施設計		建設工事	●開設
解体工事 (体育館・プール)	解体設計	解体工事			
児童相談 行政の 体制・組織		検討			
人材の 確保・育成		長期派遣研修、採用			●配置
児童相談所 設置市の 事務※	各所管での課題検討		組織・人員の検討、事務引継		●実施

今後の検討状況により、スケジュールが変更になる場合があります。

※ 児童相談所設置市の事務

児童相談所を設置した場合、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の認可や里親の認定等を一貫して行うことが必要となります。

また、児童相談所の設置に伴い処理する事務として、児童福祉法及び同法施行令に規定する事務等に加え、国の通知及び要綱に基づく事務を処理することとなります。

(具体的な事務は、参考資料②に記載します。)

参考資料①

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』 規模イメージ

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』規模イメージ

『(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター』の諸室構成についての規模イメージは、現時点において、次のとおり想定しています。

なお、諸室構成や諸室面積等については基本計画、基本設計・実施設計にて詳細を検討することから、想定内容が変更となる場合があります。

【主な諸室構成】

主な諸室とその用途については、次の表のとおり想定しています。

■一般開放ゾーン 計 185 m²程度

諸室構成内容	諸室概要	用途 (機能別)		
		子ども家庭 支援センター	児童 相談所	他
総合相談窓口	利用者がゆったりと落ち着いた雰囲気の中で相談ができるよう、プライバシーに配慮する。	●	●	
親子コミュニティ スペース	子育て中の親子が気軽に集える場所とする。	●		
赤ちゃんの駅	おむつ替えや授乳スペースを設置する。			●
玄関	来所者が利用しやすい配置とする。	●	●	
トイレ	男性用・女性用、誰でもトイレを設置する。	●		

■専門的支援ゾーン 計 200 m²程度

諸室構成内容	諸室概要	用途 (機能別)		
		子ども家庭 支援センター	児童 相談所	他
待合室	来所者同士が一定の距離を保てるよう、プライバシーに配慮した広さとする。		●	
相談室、面接室	保護者や子ども、関係機関との相談に使用する。	●	●	
医務室	愛の手帳交付申請に係る検診を行う。		●	
心理検査室	心理面接や発達検査、心理療法等を行う。		●	
心理療法室			●	
家族療法室	親子の関係性の観察、親子グループ指導を行う。		●	
プレイルーム	主に低年齢の子どものプレイセッションを行う。		●	

■一時保護所 計 1,000 m²程度

諸室構成内容	諸室概要	用途 (機能別)		
		子ども家庭 支援センター	児童 相談所	他
児童居室	幼児用、学齢児童用の居室を設置する。		●	
面接室	入所時のオリエンテーションで使用する。		●	
学習室	小学生用、中高生用を設置する。		●	
遊戯室	幼児用の日中活動スペースを設置する。		●	
医務室			●	
静養室			●	
体育室	一時保護児童の屋内運動スペース。		●	
浴室、洗面室、洗濯場			●	
食堂、調理室、調理員室	幼児、学齢児童全員が同時に食事をする。 調理室には、検収室、食品庫、配膳室等を含む。		●	
事務室、宿直室、更衣室	一時保護所職員の事務室、宿直室、更衣室を設置する。		●	
トイレ	幼児用、学齢児童女子用、学齢児童男子用を設置する。		●	
用務員室	用務員室を設置する。		●	
倉庫	資料や、着替え・寝具等の保管用とする。		●	
玄関	一時保護所及び職員用とする。		●	

■管理部門 計 600 m²程度

諸室構成内容	諸室概要	用途 (機能別)		
		子ども家庭 支援センター	児童 相談所	他
事務室	児童相談所（一時保護所を除く）と子ども家庭支援センター機能の職員用執務スペース	●	●	
更衣室	男性用・女性用を設置する。	●	●	
会議室	職員の会議・研修用とする。		●	
ファイル室	ケースファイルを収納する。		●	
児童所持品保管室			●	
倉庫、書庫	事務用品・保存文書等を収納する。		●	
トイレ	男性用・女性用、誰でもトイレを設置する。		●	

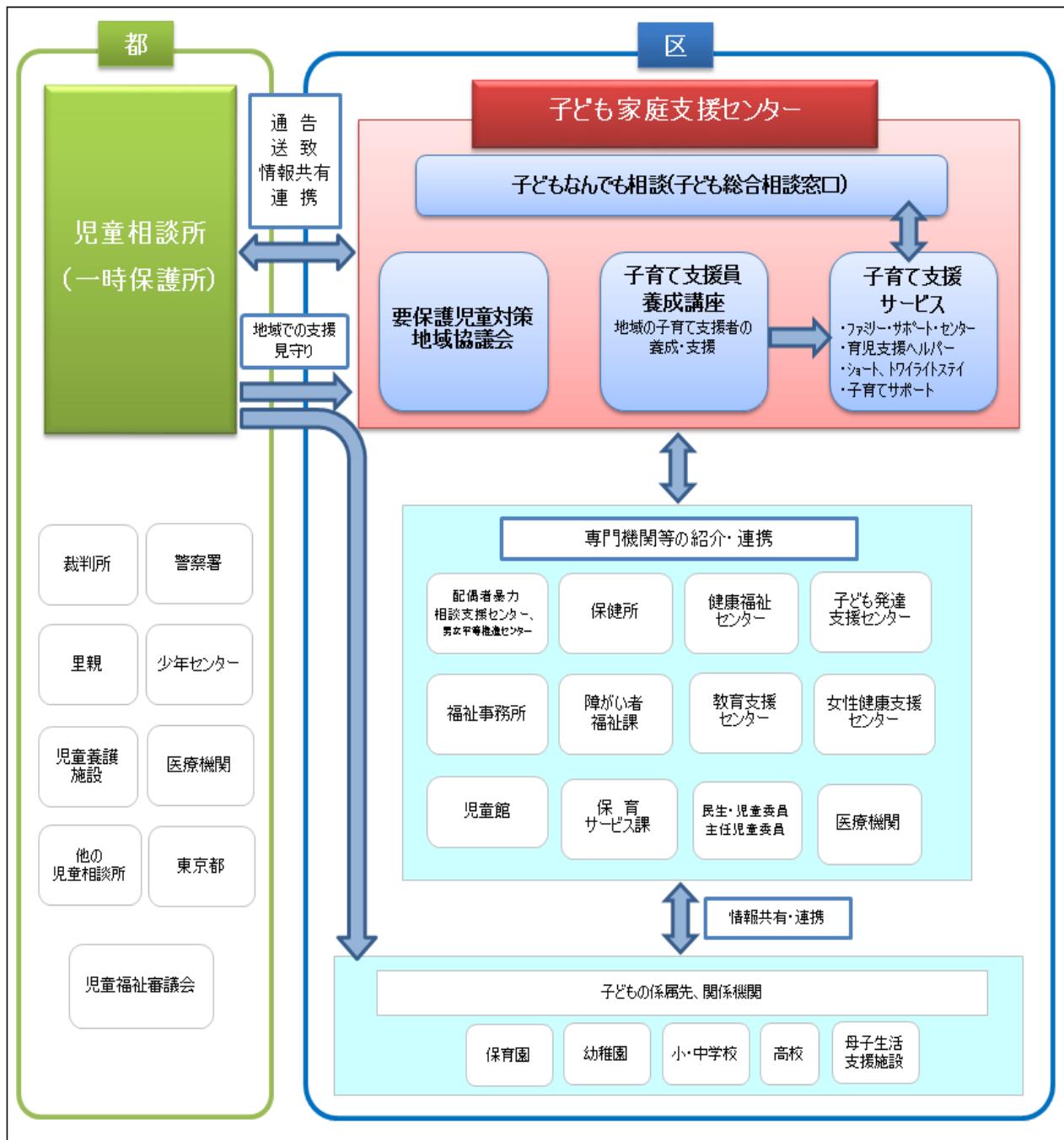
参考資料②

- 1 現在の児童相談行政の体制**
- 2 子ども家庭支援センターの概要**
- 3 児童相談所の概要**
- 4 児童相談所設置市の事務**

1 現在の児童相談行政の体制

現在、東京都では、区市町村の子ども家庭支援センターを児童相談の一義的窓口とし、都の児童相談所を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、二つの機関が連携し、虐待をはじめとした児童相談行政を行っています。

■現在の児童相談行政の体制図



2 子ども家庭支援センターの概要

子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、関係機関等と連携して必要な支援やサービスの情報提供、関係機関の紹介を行っています。

(1) 所在地

板橋区栄町 36-1 グリーンホール 7 階

(2) 開館日及び開館時間

月曜日から土曜日 午前 9 時から午後 5 時まで

(休業日は、日曜日、祝日、年末年始)

(3) 事業内容

- ・子どもなんでも相談
- ・育児支援ヘルパー派遣事業
- ・ショートステイ、トワイライトステイ
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・児童虐待防止対策
- ・子育て交流支援
- ・子育て支援員養成
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て在宅支援推進事業（すくすくカード事業、赤ちゃんの駅）

(4) 施設規模

用 途	面 積
事務室	105 m ²
相談室①	17 m ²
相談室②	10 m ²
一時保育室・赤ちゃんの駅	19 m ²
倉庫	16 m ²
計	167 m ²

3 児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関です。18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人や本人以外（家族・学校の先生・地域の方々等）に関わらず、子どもの健やかな成長を願って共に考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

現在、東京都には11の児童相談所があります。

- | | | | |
|-----------|----------|-----------|-----------|
| ・児童相談センター | ・北児童相談所 | ・品川児童相談所 | ・立川児童相談所 |
| ・杉並児童相談所 | ・江東児童相談所 | ・小平児童相談所 | ・八王子児童相談所 |
| ・足立児童相談所 | ・多摩児童相談所 | ・世田谷児童相談所 | |

11の児童相談所のうち、北児童相談所が板橋区を管轄しています。

（北児童相談所の管轄区：北区、荒川区、板橋区）

（1）業務内容

児童相談所の基本的業務には、「相談業務」と「援助業務」があります。

①相談業務

養護相談	虐待や養育困難（保護者の家出、死亡、離婚等）に関する相談
保健相談	一般的な健康管理（乳児、早産児、児童の疾患等）に関する相談
障害相談	知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、発達障がい等に関する相談
非行相談	家出、盗み、乱暴、薬物の習慣等に関する相談
育成相談	不登校、落ち着きがない、しつけ等に関する相談
里親に関する相談	里親として家庭で子どもを育てたい時の相談

②援助業務

助言	相談に対する助言、専門機関の紹介
継続的援助	専門職員による援助（治療プログラム・カウンセリング等）
一時保護	緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察が必要な場合等の一時保護
里親制度	事情により家庭で生活できない子どもの養育 (養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親)
施設入所	事情により家庭で生活できない子どもの児童福祉施設入所
メンタルフレンド	ボランティアによるメンタルフレンドを派遣し、社会性や自立性を高める支援
愛の手帳交付	愛の手帳交付申請の受付

(2) 一時保護所について

児童相談所には、必要に応じて一時保護所を設置しなければならないとされています。

一時保護は、必要があると認められた場合に、子どもを一時保護する機能で、期間は必要最小限とし、2ヶ月を超えてはならないとされています。

概ね2歳から18歳未満の子どもが対象とした施設です。なお、東京都では、乳児の一時保護について、乳児院への一時保護委託を行っています。

①一時保護が必要な場合

緊急保護	・迷子、置き去りなど保護者が不明なとき ・保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより子どもが家庭で生活することが困難な状況が生じたとき ・保護者の虐待などの理由により、子どもの安全を迅速に確保する必要があるとき ・子どもの心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき
行動観察	非行、家庭内暴力、不登校などの子どもを一時的に保護し、行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき

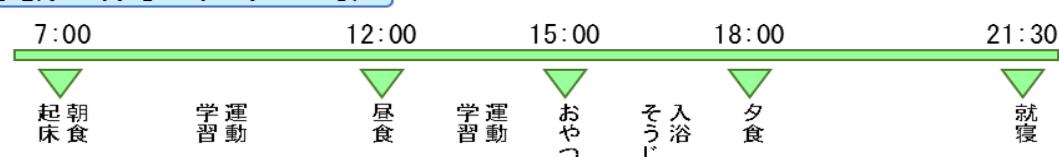
②一時保護所の生活

- 幼児（未就学児）と学齢児（小学生以上）に分かれ、日課により生活します。
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう、生活指導を行います。
- 学齢児には、学習指導員などにより、子どもの学力に応じた学習指導を行います。
- 栄養のバランスや子どもの嗜好に配慮し、楽しい雰囲気の中で食事を提供します。
- レクリエーションとして、スポーツ活動や室内遊戯を計画します。
- 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。

幼児（未就学児）の日課



学齢児（小学生以上）の日課



4 児童相談所設置市の事務

児童相談所を設置した場合、児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の認可や里親の認定等を一貫して行うことが必要となります。

また、児童相談所の設置に伴い処理する事務として、児童福祉法及び同法施行令に規定する事務等に加え、国の通知及び要綱に基づく事務を処理することとなります。

児童相談所の設置に伴い、区が処理することとなる事務は、次のとおりです。

児童相談所設置市が処理する事務

- ・児童福祉審議会の設置に関する事務
- ・里親に関する事務
- ・児童委員に関する事務
- ・指定療育機関に関する事務
- ・小児慢性疾患の医療の給付に関する事務
- ・障害児入所給付費の支給等に関する事務
- ・児童自立生活援助事業に関する事務
- ・児童福祉施設に関する事務
- ・認可外保育施設に関する事務
- ・小規模住居型養育事業に関する事務
- ・障害児通所支援事業に関する事務
- ・一時預かり事業に関する事務

国の通知等により児童相談所が処理する事務

- ・特別児童扶養手当に係る判定事務
- ・療育手帳に係る判定事務

(仮称) 板橋区子ども家庭総合支援センター基本構想

編集 板橋区子ども家庭部児童相談所設置担当課

子ども家庭支援センター

〒173-0015 板橋区栄町 36 番 1 号

TEL 03-3579-2068 FAX 03-3579-2659

kk-jisosetu@city.itabashi.tokyo.jp

平成 29 年 5 月作成